

## 兵庫県立大学再入学に関する規程

### (趣旨)

第1条 兵庫県立大学学則(平成25年法人規程第75号。以下「大学学則」という。)第33条第2項及び兵庫県立大学大学院学則(平成25年法人規程第76号。以下「大学院学則」という。)第32条の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定めるものとする。

### (入学資格)

第2条 再入学の入学資格については、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 大学学則第33条の第1号又は第2号に該当する者であること。
- (2) 退学又は除籍になった日から起算して、経過年数が3年以内であること。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

### (再入学できる学部、学科、研究科及び専攻)

第3条 再入学を願い出ることができる学部、学科、研究科及び専攻は、在学時に所属した学部、学科、研究科及び専攻(これらに相当するものを含む。以下同じ。)とし、当該学部、学科、研究科及び専攻について収容力がある場合に限る。

### (許可願)

第4条 再入学を願い出る者は、再入学許可願(別記様式)を、学期が始まる2箇月前までに学務所管課に提出しなければならない。

### (既修得単位等の認定)

第5条 学長は、教授会又は研究科委員会の意見を聴いた上で、大学学則第33条第1項及び大学院学則第32条の許可を受けた者(以下「再入学の許可を受けた者」という。)について、次の事項を決定する。

- (1) 既修得単位の認定
- (2) 入学年次
- (3) その他必要と認める事項

### (再入学の許可を受けた者に係る在学年限)

第6条 再入学の許可を受けた者に係る在学年限は、過去の在学期間を通算するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

再入学許可願

兵庫県立大学長 様

学部研  
研究科

学科  
専攻

\_\_\_\_\_年入学 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

クラス又は分野（講座） \_\_\_\_\_

現住所（〒 \_\_\_\_\_）

\_\_\_\_\_（TEL \_\_\_\_\_）

私は、 年 月 日付で退学/除籍になりましたが、下記の理由により再入学したいので、許可くださるようお願いいたします。

（病気の場合は、医師の診断書を添付すること。）

記

1 再入学を希望する理由<詳細に記入すること。>

（病気の場合は医師の診断書を添付すること。）

2 再入学を希望する学科名又は専攻名 \_\_\_\_\_

3 再入学を希望する期日 \_\_\_\_\_年 月 日

保護者等記入欄（保護者等自らが記入すること。）

保護者等氏名 \_\_\_\_\_

現住所（〒 \_\_\_\_\_）

\_\_\_\_\_（TEL \_\_\_\_\_）